

平成19年3月2日開会  
平成19年3月26日閉会

平成19年3月  
第1回定例会会議録  
(第4日 3月26日)

小豆島町議会

平成19年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第4号)

平成19年3月26日(月)午前9時30分開議

- 第1 議案第11号及び議案第20号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第12号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号及び議案第30号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第13号、議案第19号、議案第27号及び議案第28号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第4 議案第31号 . 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(町長提出)
- 第5 議案第32号 . 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(町長提出)
- 第6 議案第33号 . 字の区域の変更について (町長提出)
- 第7 議案第34号 . 平成18年度小豆島町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)
- 第8 議案第35号 . 平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第9 議案第36号 . 平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第10 議案第37号 . 平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第11 議案第38号 . 平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第12 議案第39号 . 平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第13 議案第40号 . 平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第14 議案第41号 . 平成18年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第15 議案第42号 . 平成18年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号) (町長提出)

- 第16 発議第3号. 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業再構築に関する意見書の提出について (議員提出)
- 第17 閉会中の継続調査の申出について (各常任委員長提出)
- 第18 閉会中の継続調査の申出について (議会運営委員長提出)
- 第19 閉会中の継続調査の申出について (内海ダム特別委員長提出)
- 第20 閉会中の継続調査の申出について (交通問題特別委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） 皆さん、おはようございます。

定例会初日からお疲れのところお集まりくださいますありがとうございます。

本日は、3月9日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として、補正予算、意見書などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月23日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定したので、審議のほどよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長から報告事項があります。

今期定例会におきまして、町長から提案されました議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について、議案提案理由の中に一部適切でない表現があることから訂正をしたい旨の申し出が文章で私あてにありました。この件について訂正の報告があります。

町長。

町長（坂下一朗君） 今定例会におきまして、小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例を提案させていただいておるところでございますが、議案提案理由の中に一部適切でない表現がありましたので、建設常任委員会において訂正をさせていただいたところでございます。また、この件に関しまして、本会議における私の発言内容につきましても、同様に訂正させていただきますようよろしくお願い申し上げます。議員の皆様には大変ご迷惑をおかけし、申しわけございません。

なお、訂正内容につきまして、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例の議案の一部訂正についてご説明をいたします。

提案させていただきました提案理由の中に部分的確でない表現がありましたので、訂正をお願いする次第でございます。

お配りしました資料にてご説明いたします。

訂正前は、「自治体が行う中小企業融資に関し、全国の信用保証協会における信用保証に関する統一ガイドラインが示されたことにより、香川県との協調融資制度の改正があったため、本条例について全部を改正するものである。また、中小企業融資審査会においては、実際の審査は保証協会と金融機関において審査していることから、融資申込者の心理的負担軽減や経費の削減のために廃止しようとするものである」となっておりましたが、香川県との協調融資制度の改正があったための訂正をお願いし、「自治体が行う中小企業融資に関し、全国の信用保証協会における信用保証に関する統一ガイドラインが示されたことにより、本条例について全部改正するものである。また、中小企業融資審査会については、実際の審査は保証協会と金融機関において審査していることから、融資申込者の心理的負担軽減や経費の削減のために廃止しようとするものである」と訂正をお願いするものであります。

香川県下市町一斉の条例等の改正のため、本町も平成19年1月から条例改正に着手したわけですが、本融資制度は県との協調融資でありますことから、県の融資制度要綱において、利率や保証人供給基準について、同時進行で改正が行われるとの情報のもと、その旨を提案理由に盛り込んだところでありますが、条例提案時において、県要綱に定める利率はまだ決定しておらず、香川県との協調融資制度の改正があったためという表現とは合致していないため、訂正をお願いするものであります。議会前に県の動向の確認を行ったため、提案理由の訂正となりました。おわび申し上げます。

また、本会議での発言の香川県との協調融資制度の改正があったための字句の訂正もあわせてお願いするものであります。おわびを申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

直ちに日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2並びに日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2並びに日程

第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告とし、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第11号及び議案第20号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第1、議案第11号及び議案第20号に対する総務常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月9日に付託された議案について慎重審査をした結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成19年3月13日、20日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、原案どおり可決するべきものと決定した。

(2)議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算。次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

総括。

歳入の中止をなす地方交付税の大幅な減少や補助金の削減等により、財源不足は一層深刻の度を増している。

今後も歳入の確保に努めることはもとより、簡素、公平を旨とした行政推進を図り、合併によるスケールメリットを生かした行政改革の取り組みや、最少の経費で最大の効果を上げるべく先進地の事例を学びそれを計画の立案に生かすなど、より効率的な予算執行により、町民の期待と信頼にこたえられるよう、行財政運営を協力を推進されたい。

企画財政課・税務課。

税源移譲により、所得税が減額され住民税が増額されることになるが、納税者に対する周知が十分でないように思われる。町広報紙は町の施策を周知するには最良の方法である。住民に知っていただきたい情報についてはわかりやすく、また再三にわたり周知願いたい。

農林水産課。

1．オリーブ振興については、苗木の助成配布や遊休荒廃農地の再整備事業など栽培促進に向けた取り組みは評価できるが、新たな商品化や販売戦略の推進が不可欠である。今後は、オリーブを小豆島ブランド商品として高級化を図り、付加価値をつけて販売できるよう取り組まれない。

2．樹木の喪失は、温暖化等に拍車をかけることはもとより、今ある湧水の減少や、その他自然・環境にすむ生物に重大な影響を与えることが考えられる。まちづくりの中で、自然環境や緑の問題を本格的に検討する時期に来ていると思われる。今後は、施策に掲げ取り組まれない。

商工観光課。

町が補助金を支出している小豆島観光協会に対しては、組織に対する公金の支出が、単に慣例、前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。また、常に費用対効果を考慮するとともに、公益的な観点から適正な活動、運営がなされるよう、一層の指導を図られたい。

以上で終わります。

議長（中村勝利君） それでは、議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 総務委員会に私は傍聴させていただきました。この総括で結構なんですけども、大変厳しい状況であるということは、私たち議員も理解をしているつもりでございます。

そこで、質問なんですけど、この総務委員会の中で。

議長（中村勝利君） これ小豆島町行政手続等に関する。

4番（森 崇君） あっ、そうか。

議長（中村勝利君） 質問でありますので。

4番（森 崇君） 済いません。

議長（中村勝利君） よろしいか、はい。

4番（森 崇君） もっと早く。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 総括のところに触れますが、簡素、公正を旨とした行政推進を図り、合併によるスケールメリットを生かした行政改革の取り組みと。最後、町民の期待と信頼にこたえられるよう行政運営を強力に推進されたいというふうに総括の中ではまとめてありますが、今回、池田のイマージュセンターに置いとります教育委員会の教育分室、これが分室長異動によってなくなるということになっていると理解しております。合併1年にしてこういう状況、また窓口のセンターにおいても建設課、実際は水道係もなくなるという状況の中で、本当に池田住民にとっての理解が信頼が得られるのかというふうに思うわけです。この点についてどのように、総務委員会の中で総括をされたのか、私は



やはりこの点は住民の意に反する今回の内容であるというふうに思いますので、この点について委員長の見解を伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

総務常任委員長（井上喜代文君） いろんな方面でいろいろ議論したわけなんです、この中にも書いてありますように、最少の経費でやはり最大の効果を上げるという部分に話が集約されてきたんかなということで、池田のイマージュセンターについては、たしか1名担当職員が残るようなことも聞いておりますし、合併して1年足らずということですが、今後におきましていろんな面次々出てこようかなと思いますが、その時点時点で、やはり議会と町当局とでいろいろ相談して対応していったらいいのではないかなあと、こんなふうにも思いますし、ここにこういう形で強力に推進されたいという形で表現させてもらいました。

以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 失礼しました。総務委員会の傍聴させていただきましたけども、その前段で石田企画課長の方から、財政問題としてのご発言がというか、ご提言があったというように思いますので、非常に大事な部分だというように思います。今期だけとかということじゃなくて、そういった意味で、1つ、2つ質問なりご答弁いただきたいと思います。

まず、国の意見に。

議長（中村勝利君） 委員長報告に対する質問でありまして……。

4番（森 崇君） 関連で言うて構わんのんじゃないですか。

議長（中村勝利君） 執行部の方への質問は……。

4番（森 崇君） できますかな、これ。

議長（中村勝利君） はい。

4番（森 崇君） できると理解しとんですけど、大きな流れですから。特別ご提案があったと思うんです、お任せしますけど。基本的な提案が……。

議長（中村勝利君） 委員長報告に対する質問でありまして、委員長がもし答えられない場合は。

4番（森 崇君） はい。

議長（中村勝利君） はい、できません。

4番（森 崇君） 結局そのつもりで。済いません、どうも。

大変な大きなご提案だったと思うんです。国の770兆円の赤字、また小豆島町の基金残高が9億5,000万円で、あと何年もつか簡単に計算できるとか、合併の支援がなかったことを考えると、それは恐ろしい状態であったとか、そういう大変厳しいご提案でございましたので、そここのところについて、私たち議員もその厳しさというのを共有する必要があるというふうに思います。ですから、基本的な提案された石田課長の方から、さらに丁寧な、これからどうやっていくんだと。大分県の九重町ですかね、提案もございましたけれども、そういった意味では、その日の総務委員会だけのこういう基本的な提案だけじゃなくて、委員も共有するような財政再建なり、小豆島町の新しく進むべき道についての特に財政問題については、例えば学習会を持つとかそういうことをしていただかないと、町当局がこんな大変な状態になったんだということでどんどん議員に提案されても、私たちも知識不足とか数字不足とか勉強不足とかということで、それこそ夕張の二の舞にならんとも限りませんので、その辺について町当局として、そういう学習の場を設けるといようなことのお考えはないか。この委員長報告に対しては私はありませんけど、よろしく願います。執行部の方から願います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 森議員さんのご提案、ありがたく受け取っております。

実は、総務委員会で、合併したから財政状況が必ずしもよくなってはないと。国の施策の中で交付税がどんどん削減されていく、そういう状況であると。ただ、合併支援が10年間受けられます。この間に、住民に対して基本的なサービス、これが継続的に行われるよう財政基盤の確立をやれと、こういうことだろうと理解をしておるわけなんです。いろんな、大分県の町の事例も出してお話をいたしました。19年度に総合計画が、この9月議会に提案して可決をいただくというような運びになっております。それと同時に、まだ町長、助役の方へ起案は上げてないんですが、それと同時に財政収支計画、総合計画だけが先走っても絵にかいたもちになりますので、それに合わせて財政収支計画をつくっていかなければならないということで、そのプロジェクトチームをこしらえまして、その中でその総合計画と、いかに総合性を持たせていくかというような形でつくっていきたいと思っておりますので、その策定の経過の中で、また議員の皆様にもその財政収支計画について、総合計画とともにご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願い申し上

げます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 濟いません。町執行部が一番すべてをご理解していただいとると思うんですけど、先走りをされて僕たちが理解不足のままで討論がついていけないということにならないように、というのは谷議員さんが、「ないそでは振れない」と言われたということに触れられましたし、9月のときには、「入るをはかり出るを制す」という言葉を評価されて企画課長は答弁されたと思うんですけど、そういう言葉の意味、そういうことも一緒に考えないと、このちっちゃい小豆島町で、ことワンフレーズみたいなことで人員削減ばかりやるとか、そういうことばかりに向いていかれたら、小豆島町はよい方向に向かわないと思いますので、私たちの要望は、十分した材料提供をお願いしたいということでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほど委員長の方から答弁をもらったわけですが、やっぱり現場では、このことに対して、社会教育活動をするにしても学校教育活動の上においても、その一番身近な住民の皆さんが一番今後不便をかけるということは、客観的な状況としてあるというふうに思うわけです。そういう声も聞かれます。そういう中で、果たして町民の、特に池田地域ですが、期待と信頼にこたえられるというふうには到底思わないわけですが、これは実際に運営をさせていく中で、その都度対応というふうなことも言われましたが、やはり客観的に見て今まで小豆島分室が、教育分室があったという実態がなくなるわけですから、職員が1名おってもそれは実態としては手をなさないわけですから、やはりその点については問題ありきというふうなことははっきり言えると思うんですが、委員長の答弁はそうではないと。一応これをのんで池田住民の皆さんにも実際に運営の中で進めていけばいいというふうな考え方を言われましたが、果たしてそれでいいのかっていうふうに私自身思いますので、住民の本当に期待にこたえられるのか。実際の社会教育活動において、町民に対して迷惑をかけるというそういう状況があるわけですから、またそういう声が必要あるわけですから、そのことに対して委員長はどのように思われるのか伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

総務常任委員長（井上喜代文君） 何といたしましては人員削減という部分が大きな焦点になるわけですが、窓口を広げることによりやはり人件費がかかってくるというのは現実問題でございます。先ほど言われました点につきましても、ある程度は皆さんにも辛抱していただいておりますが、住みよい小豆島町を目指して頑張っていかなければならないんでないかなあと。

お金が余るくらいありましたら、皆さんに十分いろんな面でできるのではないかなあとということでございますが、来年度の予算についても相当厳しい中を予算化されたと聞いておりますので、その点ご理解をいただいておりますが皆さんにも説明もしていかなあけないのではないかなと、こんなふうに思います。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は日本共産党を代表いたしまして、議案第20号一般会計予算案については反対をし、討論を行います。

今社会的貧困と格差の新たな広がりが深刻な問題となる中、自民・公明の安倍内閣による2007年度政府予算案は、定率減税廃止による1兆7,000億円の庶民増税、生活保護の母子加算の段階的廃止、雇用対策費の半減など、国民の暮らしを圧迫するものです。その一方で、大企業、大資産家には減税の大盤振る舞いを行い、道路特定財源の温存、スーパー中核港湾など新たなむだ遣いを拡大し、また米軍再編経費を本格計上し、海外で戦争する国へと突き進もうとしております。

このような中で、自治体が住民の福祉の増進を図るという役割を果たすことが、これまでも増して重要となっております。しかし、この予算案は住民税の定率減税の廃止など町民に負担増を強いるものであり、こうした悪政から暮らしを守る施策は不十分と言わなければなりません。配食サービスの負担増でサービスが受けられない人が出ています。もとに戻すべきです。障害者自立支援法の施行により障害者の負担がふえるのに、あすなる家の補助金が半減されます。同和事業の温存のもとで、部落解放同盟の無法と圧力が自

治体をむしばんでいる実態が全国的に浮き彫りになっております。その中、710万円の部落解放同盟への補助金を初めとした同和予算を計上し、同和行政、同和教育行政を継続しようとしていることは問題です。一般施策に移行すべきです。解約された教育基本法の具体化と押しつけに反対し、憲法に基づいた教育を推進すべきであり、全国一斉学力テストへの参加はやめるべきです。

内海ダム再開発事業については問題があるとして、先日日弁連の調査も入りました。内海ダム再開発事業出資金832万円の支出があります。しかし、水源を守る森林の保全、涵養などの施策はありません。また、合併からわずか1年で池田窓口センターの縮小、教育分室の廃止など、町民、特に旧池田地区の住民に不安とサービス低下を与える行政組織の変更は問題であります。

以上の住民の負担増、納得できない資質、施策などがあることから、この予算には反対をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番山中議員。

9番（山中 彰君） 私は、議案第20号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

同和問題に関係する予算の目的は、今さら言うまでのこともありません。が、一日も早い地区の完全解放、部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものであります。

地域改善対策協議会の意見具申での同和問題は、残念ながら依然として、我が国における重要な課題であると指摘しています。つまり、同和問題の早期解決を図るため、行政の責任において、積極的に取り組まなければならない重要な行政課題であり、平成14年3月に地対財特法が完全執行した現在においても、なお解決されてない深刻な問題であります。これは本町においても全く同様の状況であると考えます。

今後も同和問題の解消を柱とするあらゆる人権問題の解決を目指し、積極的な取り組みが必要であると考えます。また、内海ダム等の問題についても、再開発事業をおおむね95%用地取得等、本年度は本事業の着工に向けて新たな関連事業の着手、自然環境及び生活環境への影響の調査等、地区対策とのいろんな話し合いからいい方向でいっておると思っていますので、19年度の同和対策、ほかの問題に関しても賛成でございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第12号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号及び議案第30号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第12号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号及び議案第30号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月9日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

- 1．委員会開催年月日。平成19年3月14日、15日、19日。
- 2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
- 3．件名及び審査の結果。

(1)議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条例について、原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第21号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。原案どおり可決すべきと決定した。

(3)議案第22号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第23号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第25号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第26号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第29号平成19年度小豆島町病院事業会計予算。次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

病院事業の経営においては、医業収益の中で大きな比重を占める診療報酬は、国の医療費抑制政策により収益の伸びは期待できない一方、建設に係る減価償却費や人件費、維持管理費などの支出は経常収支に大きな影響を与えている。

さらには、病院建設事業の企業債元金の償還もあり、経営環境は今後も厳しい状況が続くものと推測され、累積欠損金の拡大が懸念される。安定的な財政基盤確立のため、医業費用のさらなる内容精査、設備投資の効率化など、経営の健全化への真摯な取り組みを望むものである。

(9)議案第30号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

平成17年度の収益的収支では、開設以来初めて純損失が生じ、未処理剰余金が大幅に減少した。今後は、開設時に購入した機械器具の修理や更新、建物に係る修繕も増加するため、安定した利用者数を確保するとともに、サービスの維持向上を目指しながら、費用の

見直し、削減に努められたい。

(10)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。

以上です。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第21号の平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。



昨年の税制改正によって、国保の値上げは低所得者ばかりでなく中間所得層まで払えない異常な保険税になり、平成19年度も引き続き税制改革によって2年目の保険税値上げとなり、さらに加入者の滞納がふえ、正規の保険証が取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行され、病気になっても医療機関にかかれない状況を今以上に生み出すこととなります。一般会計からの繰入金などの増額を行い住民の福祉の増進を図る、地域住民の命を守ることは、地方自治体の基本的な責務であります。地方自治体が国の言いなりではなく、住民である国保加入者とともに、国保制度の健全運営に対する国の義務を果たさせていく立場に立つべきです。

以上のことから、平成19年度国保事業特別会計予算に反対をいたします。

議長（中村勝利君） ただいま訂正します。原案に反対の方からということで、こちらが言い忘れましたので、訂正をいたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は、議案第21号、賛成の立場で意見を述べます。

平成18年度税制改正は、今後ますます高齢化が進む社会において、高齢者の福祉を若者が支えながら、継続して安定した制度として持続させるため、現役世代に比べ相当程度の所得がある高齢者にも一定の負担を求めながら、高齢者、経済的弱者とともに支え合う共助の社会実現を目指すものでございます。若い世代だけでなくすべての世代において、疾病に対するリスクを回避し、皆保険を継続して持続するための国民健康保険制度として、妥当な予算編成を行っておると認めますので、国民健康保険事業予算については賛成いたします。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について反対の討論を行います。

所得税の定率減税半額による増税の影響で、収入はふえなかったのに保険料はふえるという状態になっております。社会保障の解約や庶民増税によって町民の暮らしが大変な中、この負担増は許すことはできません。

以上のことから予算に反対をいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時19分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 15番議員から反対討論ございましたが、私も委員会でいろいろ議論の中で、15番議員もそのことについてかなり質疑があったように理解しておりますし、私も国、県の財政、また我が町の財政のことから、定率減税についてのそれは言わんとするところは非常に私も理解はできますが、たしか五百数名の方の影響はあるというようなこ

とでございましたが、こういう状況についてはやむを得なく、これは執行部の予算に対して私は賛成をいたしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第25号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第26号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、委員長報

告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第29号平成19年度小豆島町病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり

り可決されました。

次、議案第30号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時35分。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第13号、議案第19号、議案第27号及び議案第28号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第13号、議案第19号、議案第27号及び議案第28号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月9日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成19年3月12日、16日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について、原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第19号町道路線の認定について、原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第27号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算、原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算、原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。

以上。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 先ほど提案理由の訂正があったんですけども、本来、もともとの県の指導といいますか、どういう内容だったのか、そういう説明は受けられたのでしょうか、この訂正に関して。今の時点で、県の要綱に定める利率がいまだにまだ決定していないのでしょうか。4月1日からの施行ということなんですけれども、その辺矛盾が出るんじゃないかなということを思うんですけどもいかがですか。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 委員会で説明がありましたように、改正があったためという言葉の方の誤りでありまして、それは理解していただきたいなと思っておりますし、パーセントについてはいろんな段階がありますので、それはまた決まってからの話だと思っております。そういうふうに私は理解しております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 最初の質問ですね。県からはどういう指導でこの条例改正を準備して出してきたのかという点での、委員会での説明はあったのでしょうか。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 昨年の暮れになりますけども、県の保証協会から条例、規定等の改正のお願いという文章が参りまして、その内容については、連帯保証人の徴求基準についてということで、連帯保証人を徴求しないという、それから特別小口保証制度の廃止、それから様式の統一、実施月が19年4月というこのような依頼文がございまして、2月9日に市町の融資関係の事務説明会がございました。その説明会を受けて今回のようなことになりましたけども、県の確認を行ったということは、当課のミスでございますし、今回の提案理由の訂正となりました。おわび申し上げます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。



次、議案第19号町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第27号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり

り可決されました。

次、議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

吉田ダムが1997年に完成後、水道用水の有効貯水量は2.5倍に増量し、不特定容量は4.9倍になり十分確保されています。住民においても吉田ダムによって断水は解消されたとの声は少なからず聞かれます。新内海ダム事業は185億円とし、莫大な税金投入が必要とされ、ダム事業費の4.8%が利水分として町が負担することとしていますが、これだけの財源があれば、ダムに頼らない河川改修や高潮対策、森林涵養などの山林保全事業、住民福祉の拡充に充当でき、住民が安心してこの町で暮らしていけます。また、新内海ダムは景観と生態系の自然破壊につながります。もともとあった地形を壊し、新たに人工的に盛り土で、巨大堰堤を隠そうとしても自然美誇る寒霞渓のよさは守れないし、二次災害を招く危険があると思われます。

以上のことから、内海ダム再開発が計上されている平成19年度水道事業会計予算に反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

内海ダム再開発事業は平成9年より国の補助事業として実施計画調査を行い、平成14年には新規ダム建設事業の採択がなされて以来、別当川の多目的ダムとして事業が進められており、現在、県道、町道のつけかえ工事も始まっております。ダム事業の大きな目的が、地域住民の生命や財産を守る治水を目的としておりますので、この事業の推進によ

り、別当川流域のとうとい人命や貴重な財産を台風などの自然災害から守り、安全で安心して生活できる地域を創造し、また水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るためにも総合的に整備を行っている事業であります。なお、多くの町民も新しいダム of 早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先される事業と考えます。よって、平成19年度水道事業会計予算に賛成いたします。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告に決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第31号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第31号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、森川桂輔氏が平成19年6月30日をもって3年の任期が満了しますが、人権擁護委員第6条第3項の規定に基づき、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

この際、本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第31号は原案を適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案を適当と認めることに決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第32号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第32号人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち竹本郁子氏が平成19年6月30日をもって3年の任期が満了しますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

この際、本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第32号は原案を適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案を適当と認めることに決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第33号 字の区域の変更について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第33号字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第33号字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度に実施した地籍調査の結果、字の区域の変更が必要となりました。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第33号字の区域の変更についてご説明します。

地籍調査事業の実施に際しまして、道路、水路の中に含まれております字界を現況に即して変更するものでございますが、今回変更をお願いしておりますのは7ページの変更調書に記載のとおり、池田字山風呂4169の3及びこの区域に隣接する水路である町有地の全部を池田町字岡條に編入しようとするものでございます。

位置につきましては、次ページの図面のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第34号 平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第34号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第34号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第5号）で追加補正をお願いします額は、マイナス1億2,526万1,000円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費68万9,000円、民生費マイナス3,833万4,000円、衛生費1,085万円、農林水産費マイナス933万2,000円、商工費15万5,000円、土木費マイナス2,980万4,000円、消防費マイナス119万円、教育費マイナス5,829万5,000円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第35号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第36号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）、議案第37号老人保健事業特別会計補正予算

(第2号)、議案第38号介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第39号介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、議案第40号介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)、議案第41号水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第42号病院事業会計補正予算(第1号)の内容につきましても、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(中村勝利君) 企画財政課長。

企画財政課長(石田良行君) それでは、平成18年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,526万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億8,004万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表に定めております。

11ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。

まず、西城地区集会所建築助成事業ですが、これにつきましては、建設用地の再検討及び建設用地の農地転用に日数を要したため工事着手がおくれ、繰り越しを行うものでございます。

次に、内海ダム再開発事業出資金ですが、用地交渉のおくれにより県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、道路・河川台帳整備事業、以下、合併推進体制整備費補助事業と括弧書きで書いてありますものにつきましては、本定例会の初日の一般会計補正予算の説明の中で、全額繰り越しのお願いを申し上げていたものでございます。

次に、内海中学校改築事業でございますが、建築確認申請において、事前協議では不要とされていた仮設通路に伴う仮使用承認申請が必要となり、県からの許可に日数を要したこと、また当初は指名競争入札を予定しておりましたが、一般競争入札を行うことになったため日数を多く要し、工事着手がおくれたため繰り越しを行うものでございます。

その下の第3表地方債補正でございますが、事業の精算見込みにより、補正前の限度額をそれぞれ補正後の限度額に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を、別添の補正予算説明書により説明を申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。歳入の補正でございます。12款分担金及び負担

金、2項1目1節社会福祉費負担金52万4,000円の減でございます。これにつきましては、老人ホーム入所者の減に伴う負担金の減でございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金30万4,000円の減でございます。これにつきましては、社会福祉法人軽減事業負担金が国庫負担金から県補助金に変更になったための減でございます。同じく、2節児童福祉費負担金270万8,000円の減ですが、ゼロ歳児、1、2歳児の保育人数の減によるものでございます。

同じく、4目教育費国庫負担金、1節中学校費負担金1,018万6,000円ですが、内海中学校建設事業において、多目的スペース部分が国庫負担金の対象となり交付されることになったものでございます。

同じく、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金240万3,000円の減ですが、これは合併処理浄化槽設置事業の実績によるものでございます。

同じく、3目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金1,411万3,000円ですが、改良住宅等改善事業費補助金の確定によるものでございます。

同じく、4目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金176万円の減ですが、補助金が交付金として交付されることとなったことによる名称変更、それから事業費の確定によるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目1節社会福祉費負担金15万2,000円の減です。国庫負担金のところと同様に、県補助金へ変更があったものでございます。同じく、2節児童福祉費負担金135万4,000円の減でございます。国庫負担金のところと同様に、保育人数の減によるものでございます。

同じく、2項県補助金、1目1節総務管理費補助金52万2,000円ですが、これにつきましては、自治連合会への間接補助金でございます。自治連合会が県の地域コミュニティ活性化支援事業の採択を受けて、自主防災組織の視察研修に和歌山県の田辺市に行くものでございます。

同じく、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金56万3,000円の減ですが、説明欄1番、3番については、事業の精算見込みによる減でございます。2番の社会福祉法人軽減事業補助金につきましては、国、県負担金からの振りかえによるものでございます。2節児童福祉費補助金665万4,000円の減ですが、事業の精算見込みによるものでございます。



めくっていただきまして、7ページ、8ページをお開き願います。同じく、3目衛生費県補助金、1節環境衛生費補助金240万3,000円の減です。事業の精算見込みによるものでございます。

同じく、4目農林水産業費県補助金257万8,000円の減、6目土木費県補助金191万5,000円の減につきましては、事業の確定によるものでございます。

同じく、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金77万7,000円ですが、これにつきましては、補助区分の変更による増でございます。

同じく、3項委託金、5目1節小学校費委託金3万2,000円ですが、県からの委託事業の受け入れによるものでございます。同じく、2節社会教育費委託金80万円ですが、これも県からの委託事業の受け入れによるものでございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金372万円ですが、各種基金利子の確定によるものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金73万円ですが、個人、団体からの寄付金を計上しております。

同じく、2目1節民生費寄付金137万2,000円ですが、介護老人保健施設への寄付金でございます。これはもう個人の方からということでございます。

同じく、3目衛生費寄付金、1節病院費寄付金407万9,000円でございます。内海病院への寄付金でございます。これも個人の方からということでございます。

同じく、6目教育費寄付金、3節中学校費寄付金5万円ですが、昭和38年卒業生から池中の卒業生ですが、池田中学校へ寄付金があったものでございます。5節社会教育費寄付金10万円ですが、個人の方から草壁公民館へ寄付金があったものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開き願います。次に、18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金7,324万円の減でございます。ここで財源の調整を行っております。

同じく、7目1節園芸特産振興対策基金繰入金127万5,000円の減額でございます。事業費の確定に伴う繰入金の減でございます。

同じく、14目1節奨学金基金繰入金264万円の減でございます。貸付人数の減によるものでございます。

同じく、15目1節内海中学校整備基金繰入金1,043万4,000円ですが、国庫支出金、町債の変更によるものでございます。

次に、20款諸収入、3項1目2節修学資金貸付金元金収入165万円ですが、1名の方より貸付金の一括返還があったものでございます。同じく、9節奨学金貸付金元金収入36万円ですが、返還金の確定によるものでございます。

同じく、5項雑入、1目3節雑入31万3,000円の減ですが、事業費の確定に伴う受益者負担金の減でございます。

次に、21款町債7,340万円の減でございます。それぞれの事業の確定、精算見込みによる減でございます。

以上、歳入の補正額合計は1億2,526万1,000円の減となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願います。2款総務費、1項1目一般管理費、2節給料107万5,000円の減、3節職員手当等200万円の減でございますが、人事異動、精算見込みによる減でございます。

同じく、8目情報管理費、13節委託料15万1,000円ですが、保守基本台数の増によるものでございます。18節備品購入費63万円ですが、庁内ネットワークパソコンが不足するため、それを購入するものでございます。

同じく、10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金102万2,000円ですが、1の自治会振興補助金50万円については、個人の方から橘自治会に寄付があったものを補助するものでございます。2の自主防災組織研修事業補助金52万2,000円ですが、歳入のところで説明申し上げました自治連合会への間接補助金でございます。

同じく、17目財政調整基金費、25節積立金192万6,000円ですが、利子の確定によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費ですが、財源内訳の変更でございます。

同じく、2目老人福祉費、12節役務費15万円の減ですが、当初緊急通報装置の取り付け手数料を計上していたわけですが、委託料に含めた契約となったため減額するものでございます。同じく、13節委託料970万円の減ですが、説明欄1、2につきましては、事業の精算見込みによる減、3の老人保護措置委託料につきましては、入所者の減によるものでございます。同じく、19節負担金補助及び交付金75万円の減、20節扶助費30万円の減につきましては、事業の精算見込みによる減でございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお開き願います。同じく、23節償還金利子及び割引料147万3,000円ですが、在宅福祉事業費補助金の過年度もらい過ぎ分の返還

金でございます。同じく、28節繰出金807万3,000円の減ですが、介護給付費、介護給付実績見込みによる町負担部分の介護保険特会への繰出金の減でございます。

同じく、4目障害者福祉費、1節報酬54万円の減でございます。これは、障害程度区分認定審査会の委員報酬を二重計上していたため減額するものでございます。9節旅費4万1,000円でございますが、自立支援法の施行による制度改正の説明会等の回数がふえたため補正するものでございます。19節負担金補助及び交付金133万4,000円の減、20節扶助費330万6,000円の減につきましては、事業の精算見込みによる減でございます。23節償還金利子及び割引料146万6,000円ですが、在宅福祉事業費国庫補助金などの前年度もらい過ぎ分の返還金でございます。28節繰出金3万円ですが、これは介護サービス事業特別会計において、社会福祉法人軽減事業の対象者が出てきたため、繰り出しを行うものでございます。

5目人権対策総務費、2節給料128万円の減、3節職員手当等19万4,000円の減、4節共済費10万円の減につきましては、補助事業への振りかえによるものでございます。

同じく、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費928万7,000円の減、3目母子福祉費、20節扶助費67万7,000円の減、4目児童福祉施設費、13節委託料565万3,000円の減ですが、事業の精算見込みによる減でございます。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、28節繰出金1,200万円でございますが、これは旧池田町の一般会計で設置しておりました介護サービス事業において生じた各年度の剰余金を、当該事業を引き継いだ小豆島町介護サービス事業特別会計へ繰り出しし、特別会計の財政調整基金に積み立てるものでございます。

同じく、2目予防費、7節賃金40万円の減ですが、これは人事異動により栄養士が配置され、栄養士雇い上げ賃金が不要となったため減額するものでございます。13節委託料159万7,000円ですが、1の保健業務委託料につきましては、基本健康診査などの受診者の増によるものでございます。2の予防接種業務委託料につきましては、予防接種法の改正により、二種混合、麻疹、風疹の接種回数がふえたためでございます。

同じく、3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金696万9,000円の減ですが、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

同じく、2項清掃費、2目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金410万3,000円の減ですが、広域負担金の確定による減でございます。

同じく、4項病院費、1目病院費、19節負担金補助及び交付金217万円ですが、交付税算入基準の確定見込みによるものでございます。25節積立金518万4,000円ですが、基金利子、寄付金の確定額を積み立てるものでございます。

同じく、5項介護老人保健施設費、1目25節積立金137万1,000円ですが、寄付金を基金に積み立てするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項4目園芸振興費255万円の減、6目農地費30万円の減、めくっていただきまして、17ページ、18ページをお開き願います。12目オリーブ生産費243万9,000円の減につきましては、それぞれ事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、3項水産業費、1目水産業振興費96万4,000円の減、2目漁港管理費50万円の減、3目漁港建設費137万9,000円の減、4目漁場整備事業費120万円の減につきましては、すべて事業の精算見込みによる減でございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金15万5,000円ですが、各種基金の利子の確定による積立金でございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお開き願います。次に、8款土木費、3項3目急傾斜地対策費144万5,000円の減、4項2目港湾建設費2,161万9,000円の減、5項3目改良住宅等改善事業費524万円の減につきましても、事業の確定、精算見込みによる減でございます。

同じく、6項都市計画費、3目公園管理費、7節賃金150万円の減ですが、これは作業員1名が12月末に退職したことによるものでございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費21万3,000円の減、3目消防施設費97万7,000円の減についても、事業の精算見込みによる減でございます。

めくっていただきまして、21ページ、22ページをお開き願います。10款教育費、1項2目事務局費、21節貸付金264万円の減ですが、これは貸付金の実績によるものでございます。25節積立金125万8,000円につきましては、利子の確定によるものでございます。

同じく、2項小学校費、1目14節使用料及び賃借料385万6,000円の減ですが、これはパソコンのオペレーションシステムが新しくなることが判明し、導入時期をおくらせたことによるリース料の減でございます。

同じく、2目教育振興費、8節報償費3万2,000円ですが、これは県からの、子供と親の相談員等の活用調査研究事業の委託を受け事業を実施することになったものでございます。

同じく、3目放課後児童クラブ事業費につきましては、補助金の増に伴う財源内訳の変更でございます。

同じく、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費53万5,000円ですが、これは池田中学校の教室の床の修繕等に要する経費でございます。18節備品購入費471万2,000円の減ですが、スクールバス購入事業の完了による精算でございます。

同じく、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金59万4,000円ですが、1の大会出場補助金54万4,000円ですが、内海中学校、池田中学校生徒が四国大会、全国大会へ多く出場し、補助金が不足するため補正するものでございます。2の教材費補助金5万円につきましては、歳入のところで申し上げましたが、池中の卒業生から これ38年の卒業生ですが、寄付をいただきましたので、池田中学校へ補助するものでございます。

同じく、3目学校建設費、15節工事請負費4,214万円の減ですが、事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、4項幼稚園費、1目幼稚園費、2節給料80万4,000円の減ですが、これは育児休業によるものでございます。

めくっていただきまして、23ページ、24ページをお開き願います。3節職員手当等100万円の減でございますが、1の時間外勤務手当につきましては、精算見込みによる減、2の期末・勤勉手当につきましては、育児休業による減でございます。

同じく、5項小豆島こどもセンター費、1目2節給料169万1,000円の減、3節職員手当等150万円の減につきましては、育児休業によるものでございます。7節賃金150万円の減につきましては、臨時職員退職による減でございます。11節需用費124万6,000円の減につきましては、実績見込みによる賄い材料費の減でございます。

同じく、6項社会教育費、2目公民館費、19節負担金補助及び交付金10万円につきましては、個人からの指定寄付を草壁公民館へ助成するものでございます。

同じく、5目人権教育啓発費、11節需用費27万5,000円につきましては、県からの委託を受けて人材教育調査研究事業を実施することになったものでございます。

以上、補正予算総額は1億2,526万1,000円の減となっております。

これで、一般会計補正予算の説明は終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 12ページの情報管理費の機械購入パソコンというふうに説明がありましたけど、合併時にパソコンを大分入れたように思いますが、どの部門でそのパソコンの不足、何台分が生じたのかをお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 内海統括室長。

内海統括室長（八代 豊君） これは今回の職員が退職するのと、それから新年度の19年度に職員採用する関係の部分で、4月1日からできたら間に合わせたいという形のもので、現在やめる者につきましては、全部で24名のうち、今パソコンを持っておるのが8名ほど持っております。ただ、今度新規で採用するのが、全部で行政職や保健師とかそういうなんを入れますと12名おまして、差し引き4台のパソコンが不足するような形になっておりますので、それを購入しようとするものでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 6ページですが、節の内中の建設事業負担金、これ多目的スペース部分というふうに言われたんですが、具体的にどういう部分なのか伺いたいというふうに思います。

そして、当初それがなかったということですが、対象になかったということですが、これが何平米の部分なのか伺いたい。

それと、8ページの放課後児童の育成事業補助金77万7,000円の増、4月から新年度ということで、この19年度においての放課後の育成事業に参加する児童ですね、学童保育、新たに何名なのか伺いたいと思います。それぞれの学年で、答弁お願いします。

これに関する補助金77万円のもう少し内容について伺いたいと思います。

それと、16ページの合併処理浄化槽ですが、基数の減という説明がありました。確定の段階で基数の数字を教えてくださいのと、あと各旧内海、旧池田の基数、それと当初の基数部分が幾らだったのか伺いたいというふうに思います。

単なる基数の減と言われてますが、その減の主な理由ですが、その点についてもお願いします。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） まず、多目的スペースの部分ですけれども、議会の方に

も中学校の建設に関して説明させていただきましたとおり、普通教室の前に、通常、現在の校舎ですと2.5メートルの廊下があるわけですが、その部分を6メートルを確保して多目的に使えるスペースをつくるという部分でございます。

それから、その面積、負担金の対象となる面積ですが、309平米となっております。

それから、学童保育の補助金の話ですが、人件費に対する補助をいただけるわけですが、補助の基準にありますが入所者20人という基準がございまして、20人未満であれば補助率が2分の1、それから20人を超えますと補助率が3分の2となるために、今回増額の補正をお願いをさせていただいております。

それから、新年度の学童保育への入所者ですが、今時点では全体で22名というふうに聞いております。ちょっと学年別には承知してないんですが、ぜひというのであれば、またちょっと休憩の後に確認して報告させていただきたいと思います。

以上です。

(14番村上久美君「新規者つかんでないんですか」と呼ぶ)

新規ですか。

(14番村上久美君「つかんで」と呼ぶ)

ちょっとつかんでないです。はい。

議長(中村勝利君) 環境衛生課長。

環境衛生課長(石井富男君) 合併浄化槽の確定の基数でございますが、5人槽が59基、7人槽が38基、10人槽が1基で合計98基でございます。当初予定が110基ございましたから、11基の減でございます。

それから、旧内海と池田については、後でご報告させていただきます。

それと3つ目のご質問で、なぜ減額に、減額といいますか、少なくなったのか、その理由でございますが、あくまでもそれぞれの申請者から出てきたものでございまして、当初の予定の基数は110基を見ておりましたから、詳しい理由については、こちらの方は把握はしておりません。ただ、申し込みが少なかったということでございます。

以上でございます。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

4番森議員。

4番(森 崇君) 8ページの一般寄付金、民生費寄付金、これは何人でこれだけに

なってるのか、人数だけで結構ですから教えてほしいです。

それから、10ページの奨学金の繰入金が、人数の減と言われましたけど、何人から何名に減った数字でこういうことが出てきたのかと。

それから、12ページの負担金補助及び 19節ですかね、自主防災組織研修事業補助金となってます。これ田辺市へ行って聞いたと思うんですけど、その特徴なりすぐれたことを学びに行くと思うんですけど、どういうことなのか。この場合、町担当者どなたか同行するんでしょうか。

以上、3つです。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設室長。

介護老人保健施設事務長（岡田弘彦君） 民生費寄付金の介護老人保健施設整備寄付金の人員でございますが、個人の方から、14名の方から寄付をいただいたものでございます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 奨学金の実際の数なんですけれども、当初予算では予定をしておりまして、大学、短大が15人、それから高校生5人、20人と予定をしておったんですけれども、実際借り入れの希望がありましたのは大学、短大が6名、それから、高校生が4名、10人ということで、今回減額の補正をお願いをしておるところでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 実は、あすから視察に出ます。前々から申し上げておりますように自助、共助の部分で、真に自治会として、いろんな取り組みしておるところをご紹介していただきたいということで、県の防災局を通じましてご紹介をいただいたわけでございます。具体的には研修に行って勉強させていただきますが、目的は自治会、自主防災組織による自助、共助ということで行きます。

担当者ですが、私と総務課の行政防災係の大江、それから内海統括室の室長と防災行政係の松田の4名が同行してまいります。町長も同行いたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） いいんですけれども、特徴なりはもう大体把握されてるんじゃない



いですか。

議長（中村勝利君） 森議員。

（「把握しとる」と呼ぶ者あり）

4番（森 崇君） あっ、済いませんでした、はい。特徴なりは把握されてるんでしょうか。長所があるから、聞きに行くなり見学に行くんだと思うんですけど。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 申しわけございませんが、十分な調査はしておりません。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 8ページの小学校費委託金、社会教育費委託金のこの2つの事業の内容について教えていただきたいと思います。

それと、直接この補正予算とは関係はないんですけど、ちょっとお尋ねをしたいのは、平成17年の旧内海町の12月定例会で出されました落合池の売却の分で、当時補助金として789万7,000円の予算があったんですけども、これがそのままになっているのではないかと思うんですが、今回の予算に出てないということは、もう18年度も執行されないということだと思うんですが、これはどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 15番議員のご質問でありますけれども、委託事業でありますけど、これは文部科学省の事業でありまして、県が委託されたものを町が再委託ということでやっています。

内容につきましては人権教育調査研究事業ということでありまして、社会人の人権啓発の事業を取り組む一環として、児童・生徒の人権作品集の作成を行うものであります。それで、この事業につきましては、年度の途中から受けたということで、80万円今回委託金として上げさせていただいております。

以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 内海町の平成17年度の12月議会での補正につきましては、自治振興費ということで、補助金として支出をしようということで補正をさせていただきましたが、後で説明もどこかでさせていただいたと思いますが、この落合池につきましては、新しい内海ダムの方へ堰堤の中へ入ってしまいましたが、この際に、水利権については

新しいダムで確保されるということですが、底地権、底地の利用権、使用权といいますが、こういったものについて制約があるということでの解釈は正しいであろうと。ですから、当時申し上げました水路や、後の水の管理をしていただくための補助であるというのは少し意味合いが違うぞということで、17年度については執行せずに繰り越したわけでございます。

18年度につきまして、今申し上げましたように、使用权ということでありまして、まだ現に落合池はあるわけでございますので、これがダムに入ってしまうというときまではこれは行ける 行けるといいますか、執行せずにおこうかなという考えのもとに、平成18年度も未執行でまいるつもりでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 小学校費の委託金についてもお尋ねをしたんですが、子供と親の相談員等の活用調査研究事業の内容についてお願いします。

それと、今の落合池の分なんですけど、今池はそのままあるということで、ちょっと聞いた話なんですけれども、池の周りの草刈りとかそういう作業が現在十分できていないと、水利権者、組合の方たちがされていなくて何か竹が茂って危ないような状況になっているんじゃないかということ聞いたんですけども、この辺はどうなんですかね。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 子供と親の相談員等の活用調査研究事業の委託金ですけれども、池田小学校が県の委託を受けまして実施する事業でございますので、3万2,000円ということで、相談員さんの報償費ということで支出をする予定としております。

内容ですけれども、指定を受けました池田小学校に子供と親の相談員を配置をいたしまして、授業の規律が守れないと、問題行動のある児童の早期発見とその対応や未然防止、またその保護者や関係機関との連絡調整などについて調査研究を行うものでございます。

補助率につきましては10分の10でございますので、2カ年の継続事業で、18年度が初年度ということになります。

以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいま後ろにおります課長に問い合わせてみましたが、役場の方にはそういった苦情、要望は届いておらないということでございますので、承知い

たしておりません。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほど、8ページ、人権教育調査研究事業委託金、これもう少しどういう内容のものになってるのか。調査研究する具体的な内容について、それをどのように、どういう形でそれを生かそうとするのか、活用しようとするのか、その点について伺いたいと思います。

それと、繰越明許費の中でありました西城地区の集会所の建設事業ということで1,000万円。これは特別委員会の中でも条件事業の部分として要望が出てるので、その都度各年度において実施をしていくというふうなことだったと思いますが、既にでき上がっている集会所もありますが、これは全部ですね、各集会所においては、建設費というのは地元が支出するわけですけども、町はそこへ、自治会の方へお金を渡すという格好になると思いますが、情報として答弁いただきたいんですが、平米数によっても異なってもすべて金額はどうなってるのか、1,000万円なのか、1,000万円でないのかどうなのかという点について、それぞれの平米数ですね。既に行った、完成した集会所の平米数や、今現在着手している平米数や、つまり全部の集会所のそれぞれの平米数について伺いたい。そして、それぞれの建設事業について伺いたいというふうに思いますが。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 14番議員のご質問でありますけれども、これの内容につきましては、事業費で申しますと消耗品が8万円、印刷製本費が72万円でございます。この消耗品につきましては、それぞれ児童・生徒にお配りする画用紙であるとか原稿用紙等々であります。印刷製本費につきましては、それを冊子にしますので、冊子約1,800部を用意、印刷を予定しております。

それで、内容ですけれども、配付する内容につきましては、小学校、内海地区では4小学校、6幼稚園、3保育所ですか。それと、池田小学校、小豆島こどもセンター、合わせまして、児童の保護者ということでありますけれども、それを含めた職員に対して約1,375冊を予定しております。プラス、当課が行っております町の人権同和教育の指導員の養成講座に今125部ということで約1,500部、それと今回のテーマであります社会の啓発活動ということでありますので、これを、それらの作品集につきましては、公民館、隣

保館含めまして12カ所ございます。その1館当たり25冊程度を配付をする予定でございます。それが約300であります。合計1,800を配付を予定して、当然のことながら、議員さんの方にもお渡しするという事で予定をしております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 調査といいましても、これは作品集ということで、啓発に関して、それぞれの町民に周知をするという研究でございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 集会所の建設につきましては、平成17年度で立恵地区の集会所、これにつきましては助成額1,000万円でございます。18年度で西城の集会所の建築を予定をいたしておりますけれども、要望事業につきましては上限が1,000万円ということでお約束しとるということでございますので、それで面積については申しわけございませんけど、今ちょっと把握はできておりません。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしい。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 後でそれは資料として求めます。よろしいですか。

（水道課長堀田俊二君「はい」と呼ぶ）

はい。

上限1,000万円と言われたけども、すべてそれぞれの集会所は1,000万円消化するという意味ですか。集会所の建設費用は1,000万円を消化するという意味ですか。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 今現在建築中の含めて1,000万円超えておるということで、上限も1,000万円。今後の要望もございませけれども、その以内でおさまる分についてはそれ以内ということになります。

以上です。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 先ほど14番議員さんの内海と池田の浄化槽の設置基数のお尋ねでございます。内海が58、池田が40基、合計98基でございます。

以上でございます。

(14番村上久美君「あっ、済いません、もう一回」と呼ぶ)

内海が58基、池田が40基でございます。

(14番村上久美君「40」と呼ぶ)

40ちょうどでございます。

(14番村上久美君「はい」と呼ぶ)

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

7番安井議員。

7番(安井信之君) 先ほど森議員さんが聞かれた自治会の研修旅行なんですけど、4人ほど職員が随行するというので、議会の方にその随行した分の研修の結果なりを報告してもらいたいと思いますが、その辺どうですか。

議長(中村勝利君) 総務課長。

総務課長(竹内章介君) 内容については、またいずれかの機会にご報告させていただきます。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は1時。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1 時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長より、学童保育入所者について報告があります。

学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 14番議員さんから午前中にお尋ねのあった学童保育センターの新年度の入所希望の数ですけれども、1年生が11名、それから2年生が8名、3年生が3名、合計22名です。2年、3年生につきましては、引き続いての入所ということになります。

以上です。

~~~~~

日程第 8 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

議長（中村勝利君） 次、日程第 8、議案第35号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第35号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

12ページでございますが、第 1 条が歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,601万4,000円を追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億4,162万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

説明の都合で歳出から説明させていただきます。説明書の31、32ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費3,762万円は、決算見込み額に不足する額を増額補正させていただくものでございます。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費322万8,000円も同様でございます。

9 款 1 項 3 目償還金3,177万4,000円は、平成17年度療養給付費等負担金が精算により超過交付となったために返還するものでございます。

9 款 3 項 1 目直営診療施設勘定繰出金339万2,000円は、特別調整交付金の額が確定され

たことによる増額補正で、内海病院に当初予算額より69万1,000円増の649万1,000円、福田診療所に270万1,000円増の619万1,000円をそれぞれ繰り出しするものでございます。

次に、前に1枚めくっていただきまして、説明書の29、30ページをお願いいたします。歳入でございます。3款1項1目療養給付費等負担金1,388万9,000円の増額補正でございます。歳出で、今回一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補正をお願いしておりますが、その34%分を計上しております。

3款2項1目財政調整交付金706万7,000円のうち普通調整分の367万5,000円は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の9%分を計上しております。また、内海病院で行っている継続看護が特別調整交付金のうちの保健事業として、平成18年度は649万1,000円が認定されたことと及び福田診療所が僻地直営診療所運営費が多額であることに619万1,000円が認定されましたので、当初予算計上額から差し引いた額339万2,000円を特別調整交付金として、今回増額補正するものでございます。

4款2項1目県の財政調整交付金285万8,000円は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補正額の7%分を計上しております。

9款1項2目その他繰越金5,220万円は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補助残額2,042万6,000円と、平成17年度療養給付費等負担金が精算により超過交付となったために、返還分の3,177万4,000円等計上するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第36号 平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第36号平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第36号平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきご説明申し上げます。

14ページでございます。第1条が歳入歳出予算の補正でございますが、財源更正だけでございますので、既定の歳入歳出予算の総額には変更ございません。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

37、38ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項3目老人保健診療収入に270万1,000円の減、3款1項1目国民健康保険特別会計繰入金270万1,000円は、先ほど国保会計で説明させていただきましたが、平成18年度に僻地診療所補助金が認定されましたので、国保会計から繰り入れするものでございます。

次に、39、40ページが歳出でございます。1款1項1目一般管理費につきましては、財源更正だけで歳出合計は5,225万3,000円に変更ございません。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。



これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第37号 平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算  
(第2号)

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第37号平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第37号平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきご説明申し上げます。

16ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ951万8,000円を追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ29億6,042万7,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

説明書の45、46ページをお願いいたします。歳入でございます。5款1項1目繰越金は951万8,000円の増額補正でございます。平成17年度に国庫及び県費負担金の超過交付を受けましたので、同額を繰越金で計上するものでございます。

老人医療給付費等国庫及び県費負担金は当該年度に概算交付され、翌年度に医療費支給額の確定により精算されるものでございます。

次に、47、48ページをお願いいたします。歳出でございます。3款1項1目償還金951万8,000円の増額補正は、平成17年度補助金の精算により超過交付を受けた国庫補助金411万1,000円と県費補助金540万8,000円を返還するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第38号 平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第38号平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第38号平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

18ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,069万1,000円を減じて、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億8,889万6,000円にしようとするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定ですが、21ページをお願いいたします。歳出のところでも説明させていただきますが、1款2項の介護保険システム改修事業177万5,000円でございます。2分の1の国庫補助の内示をいただいております。制度改正による電算システム改修の詳細がまだ確定していないため、まだ決まっておりませんので、全額を平成19年度に繰り越しするものでございます。

それでは、別冊の補正予算説明書で説明をさせていただきます。説明の都合で、歳出の方から説明させていただきます。説明書の57、58ページをお願いします。1款2項1目賦

課徴収費177万5,000円でございますが、介護保険制度改正に伴う電算システム改修費用でございます。改修費用の2分の1の国庫補助がございます。

2款1項1目居宅サービス給付費5,520万円の増額補正は、居宅介護給付費5,000万円増、居宅介護サービス計画給付費1,700万円の増などによる補正でございます。要介護認定者数の増、通所介護、通所リハビリの稼働率の上昇などによるものでございます。

次に、2款1項2目の施設サービス給付費5,250万円の減額補正は、利用見込みが利用計画を下回ったために、介護老人福祉施設では約2,700万円の減、介護療養型医療施設では約3,000万円の減になる見込みによるものでございます。

次に、2款2項1目の予防サービス給付費8,020万円の減額補正でございます。要支援認定者数が計画を下回っていることなどにより、給付費も低くなっておりますが、主なものといたしましては、介護予防サービス給付費が5,820万円の減、介護予防サービス計画給付費が1,450万円の減を見込んでございます。

59、60ページをお願いいたします。2款3項1目高額サービス費250万円の増額補正、2款4項1目特定入所者介護サービス費は520万円の増、2款4項2目特定入所者予防サービス費は20万円の減、3款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費170万円の減額補正は、対象者が少なかったため、委託事業に不用額が生じたものでございます。

4款1項2目の償還金2,923万4,000円は、平成17年度分精算により、介護給付費負担金が超過交付となったために、平成18年度で返還するものでございます。1、国庫負担金が2,297万8,173円の返還、県負担金は625万5,858円の返還でございます。

次に、前に3枚めくっていただきまして、53、54ページが歳入でございます。3款1項1目の介護給付費負担金でございます。歳出で、今回補正をお願いする2款保険給付費合計で7,000万円減額となりますが、居宅サービスでその20%の額、の454万円と施設サービスで15%の額、の709万5,000円、合わせて1,163万5,000円を減額するものでございます。

3款2項1目調整交付金は、歳出で減額になる保険給付費の6.5%分、454万9,000円の減額補正でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金42万5,000円は、介護予防特定高齢者施策事業費、の170万円の25%分でございます。

3款2項4目介護保険システム改修補助金88万7,000円は、介護保険システム改修に係る費用の50%の補助でございます。

4款1項1目介護給付費交付金は、減額する保険給付費の31%の額2,170万円を減額補正するものでございます。

4款1項2目地域支援事業交付金は、介護予防特定高齢者施策事業費の31%の額、52万7,000円の減額補正でございます。

5款1項1目介護給付費負担金でございますが、減額になった保険給付費の居宅サービスで12.5%の額、の283万7,000円と施設サービスで17.5%の額、の827万7,000円、計1,111万4,000円を減額補正するものでございます。

5款2項1目地域支援事業交付金は、介護予防特定高齢者施策事業費の12.5%の額、21万2,000円の減額補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金は、保険給付費の12.5%の額、874万9,000円を減額補正するものでございます。

7款1項2目地域支援事業繰入金は、介護予防特定高齢者施策事業費の12.5%の額、21万2,000円の減額補正でございます。

7款1項4目その他一般会計繰入金は、電算システム改修に係る費用の補助残88万8,000円の増額補正でございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、平成18年度介護給付状況が予算と比較して低く推移していることと、前年度繰越金の状況から、基金からの繰り入れを必要としなくなったための減額補正でございます。

8款1項1目繰越金3,638万9,000円は、平成17年度からの繰越金でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 57ページから60ページにかけてなんですが、総体的な質問なんですが、保険給付費の内容についてですが、この7,000万円の減額とか、あと高額介護サービス等費については、若干大幅な補正額というふうな形で出ております。これの実態です、この減額あるいは逆に増額となった、利用してる実態の流れってというのはどういうふうに変化があってこういう保険給付の減額が出てきたのか、その理由と背景についてお尋ねします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 保険給付費でございますが、特に今回の増減の中で居宅介護サービス、この部分について非常に利用が多かったということでございます。また、一方で施設介護の方が非常に事業計画よりも利用が少なかった。例えば介護老人福祉施設につきましては、計画で1,668人を見込んでおりましたが、決算見込みでは1,545人、123人ほどの減、介護療養型医療施設、計画で348人を見込んでおりましたが、246人ぐらいの決算見込みと、102人ぐらいの利用者の減というようなことが見られます。また、居宅介護サービスの給付費の5,000万円の増、居宅サービス系の居宅介護サービス給付費5,000万円につきましては、要介護認定者数の増とか、当初629人を見込んでおりましたが650人、また通所介護、通所リハビリの稼働率の上昇、また特定施設入所者生活介護有料老人ホームなんかの利用者の増などによりまして、居宅介護のサービスが増となっております。

以上です。

（14番村上久美君「答弁できてない、高額の方」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 村上議員、ほんならもう一度ちょっと言ってください。

14番（村上久美君） 59ページ、60ページの高額サービス等費、これは補正ですね、750万円余り、50万円ぐらいですが、若干20万円減額補正ありますが、これもどういう理由でそうなったのか、そしてその背景としてはどういうふうになってるのか伺いたいと思います。

先ほど答弁もらいました居宅が増額と、これ逆転してるわけですねえ。実際、いろんな介護保険制度が改正された流れによって影響しているのかどうかという点も触れなかったんですが、実態としてはやっぱり施設サービスへ受けたいと、施設に入所したいという方が実態としてはやっぱり多いんだろうと思うんですね。しかし、現実には、当初の見込みよりも実績として見てるのは1,545人とか、療養型では246人とかという形になってて、そして利用見込みの減というふうなことを言われておりますが、その制度の、あらゆる制度の改正によっての影響なりその背景というのはこの数字に反映しているのかどうか伺いたいんですが、その2点。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 施設介護サービスにつきましては、事業計画に比べて、先ほど申し上げたように人数的に減少しておりますが、今までの実績から人数が減少したと、平成17年度の入所者等と比較して減少してはないと理解して承知しております。

また、ちょっと私はっきりは答弁できないところがございますので、また後で答弁させていただきます。

議長（中村勝利君） よろしいか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 高額サービス等についてのこの補正が750万円余り出てますよね。

（住民福祉課長秋長邦広君「250万円ですか」と呼ぶ）

それと特定の入所者サービスを含めてです。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 特定入所者介護サービス費520万円の増額補正でございますか。これにつきましては、平成17年10月から始まった制度でございます。平成18年度当初予算では十分な見込みが難しかったことなどによりまして、今回は実績見込みによりまして増額補正をさせていただいております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようです。

暫時休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時31分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第39号 平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第39号平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 議案第39号小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

22ページをお開きください。平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億931万5,000円とする。

歳出からご説明いたします。別添の説明書の69、70ページをお開きください。1款サービス事業費、1項1目うちのみ居宅介護支援事業費、7節賃金マイナス116万3,000円。減の理由でございますが、嘱託職員1名が12月末で退職いたしました。職員を補充しなかったため及び時間外勤務手当等の賃金の減額でございます。

1款2項1目うちのみ訪問介護事業費、7節賃金マイナス42万3,000円。減の理由でございますが、利用者の減数による登録ヘルパー賃金の減額でございます。18節備品購入費、マイナス84万3,000円、当初予算で軽四輪2台を購入する予定をしておりましたが、職員1名が減になりますので1台は購入をやめまして、そのための減額でございます。

1款3項1目訪問看護事業費、18節備品購入費、マイナス77万1,000円。訪問看護も軽四1台を購入する予定でしたが、ケアマネ部門が池田と内海統合しましたので、その車1台があきましたから事業所間で車を回し、1台購入しなかったための減額でございます。

2 款基金積立金、1 項 1 目 25 節積立金 1,200 万円、これ企画財政課長が先ほど繰出金のところで説明申し上げましたように、平成 12 年に介護保険制度が始まってから、旧池田町におきましても旧内海町と同様に介護サービス事業として、ヘルパー事業とケアマネ事業を一般会計で行っておりました。6 年間の利益剰余金でございますが、1,215 万 1,703 円となつとります。今回、利益剰余金を丸めた額 1,200 万円を、旧内海町の特別会計同様一般会計から繰り入れをさせていただきます、介護サービス事業特別会計の財政調整基金として積み立て、介護サービス特会の財政の健全性を確保しようとするものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。1 ページ、お戻りください。67、68 でございます。1 款サービス収入、1 項 2 目 1 節居宅介護サービス費収入、マイナス 301 万 9,000 円、1、うちのみ訪問介護事業、マイナス 458 万 7,000 円。減の理由でございますが、制度改正により介護支援から介護予防を重視する新予防給付が実施され、要介護 1 の利用者が減少したための減額でございます。利用件数でございますが、756 件から 615 件となり 141 件の減となつとります。

同じく、2、いけだ訪問介護事業 156 万 8,000 円の増でございますが、17 年度まではいけだホームヘルプの決算月でございます。3 月から 2 月分の請求までの決算としておりました。うちのみヘルプは、4 月から 3 月分の請求分でございます。合併したときに、平成 18 年度から決算月をうちのみに合わせてために、いけだが 3 月から 3 月までの 13 カ月分の収入となったための増額でございます。2 節訪問看護費収入、マイナス 480 万 1,000 円。理由は、当初の見込みより利用者数が少なかったための減額でございます。利用件数は当初 252 件見ておりましたが、182 件となったため 70 件の減となりました。

4 款繰入金、1 項 1 目 5 節その他繰入金 1,200 万円。先ほど歳出で申し上げましたように、旧池田町の一般会計で行っておりました剰余金を一般会計から繰り入れさせていただきますものでございます。6 節社会福祉法人軽減事業繰入金 3 万円、これは生計困難者に対する利用者負担の減免事業者に対して公費の助成がございます。いけだのヘルパー事業者に公費の助成がありましたので、補正をするものでございます。うちのみ事業所でございますが、年度途中のため 1,000 円だけ置かせていただいております。

4 款 2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰入金 459 万円、5 つ事業者がございしますが、その歳入歳出それぞれの収支見込み額の過不足を調整するために、459 万円を財政調整基金から繰り入れをさせていただきます、歳入歳出を調整するものでございます。



以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 居宅介護サービス費収入が、利用者が少なかったためということですが、これは地域的に分けてどうなのか伺いたいのと、その反映について、介護保険制度等のかかわりについて、どのようにこれが影響しているのかというふうなことを、担当の方としてどう考えているのか伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 地域別でございますが、うちのみの部分にしましては、要介護は65から今現在は42件になっとります。いけだのヘルパーにしましては36件が16件と、4月当初と今現在のこの差がございます。

先ほどの住民福祉課の方と違まして、うちの方は介護認定を受けた利用者がそのサービスを利用するというところでございます。確かに、4月入りまして、要介護認定1、2が減りまして要支援がふえたということでございますが、これは以前にも申し上げましたように、住民が介護認定を受けた後、小豆広域が受けた後にうちのサービスを利用するというところでございまして、それは利用者とケアマネが契約するというような状況でございますので、今後そういうことで利用者が減っていく可能性も十分ございますが、その件に関しては利用者が決定するというところでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） やはり、これはいろんな法的な絡み、影響がやっぱりかかっていると思うんですね。認定を受けるためにもやはりちゅうちょするというふうなことのあらわれだし、やっぱり必要不可欠になって初めて認定を受けるというふうな状況も出てくるんだろうと思いますが、やっぱり十分なそういう居宅介護サービス、訪問介護事業がやっぱり受けられるような状況をやっぱり作り出す必要がある。そのためには、やっぱり重度のいろんな病気がないような形、予防もしとくという状況がやはり必要ではないかというふうに思われますが、単なるこの数字の480万1,000円の減額というふうに出ておりますが、その背後についてのやはり考え方、認識というのはどのように持っているのか伺

いたいと思います。

議長（中村勝利君） 健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 背後の考え方でございますが、先ほども言いましたように、住民が介護認定を受けようとするれば住民課の窓口行きまして、医者診断書とともに提出するというので、それをもって小豆広域の方で認定されますので、あと要支援と、そういう、それから要介護にならないようなやり方につきましては、住民福祉課の方で、特定高齢者等の把握によってその事業は進んでいくものと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第40号 平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第40号平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第40号平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

24ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正でございますして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ166万9,000円を減じて、歳入歳出予算総額をそれぞれ448万円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

説明書の75、76ページをお願いします。歳入でございます。1款1項1目介護予防サービス計画費収入166万9,000円の減額補正で、介護予防プランの作成をしている者が要支援認定者の約4割にとどまっていることなどによるものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、77、78ページをお願いします。歳出でございます。1款1項1目介護予防支援事業費、2節給料164万5,000円の減額は、介護保険会計に振りかえるものでございます。平成18年12月11日付の厚生労働省の通知により、実際に包括的支援事業に従事した勤務時間割合によることなく、算定しても差し支えなくなったために振りかえるものでございます。4節共済費39万4,000円の減額も介護保険会計に振りかえるものでございます。13節委託料37万円の増は、サンシャイン等に委託している介護予防ケアプラン作成委託料の増でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第41号 平成18年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)  
議長(中村勝利君) 次、日程第14、議案第41号平成18年度小豆島町水道事業会計補正  
予算(第1号)を議題とします。

内容の説明を求めます。

水道課長。

水道課長(堀田俊二君) 議案第41号平成18年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1  
号)についてご説明を申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。第2条で、予算第3条に定められた収益的収入  
及び支出の予定額の一部を補正するものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書の80ページをお開きください。

まず、収入につきましては、1款水道事業収益、3項特別利益、2目過年度損益修正益  
で573万5,000円の増額補正をしようとするものでございます。

補正の理由につきましては、昨年発覚をいたしました水道課元職員による水道料金横領  
事件での被害総額1,425万5,010円のうち、横領を隠ぺいするため、水道料金システムの調  
定記録を不正に操作していた573万5,610円を過年度損益修正益として補正をしようとする  
ものでございます。

なお、残りの郵便局に納められた料金のうち、虚偽の収納日報により、公金管理口座に  
振りかえずに着服をしていた851万9,400円は未収金となっておりますので、18年度中にお  
いて収納処理をいたしております。

次に、支出については、1款水道事業費用、2項営業外費用、6目消費税及び地方消費  
税で、224万9,000円の増額補正をしようとするものでございます。

補正の理由につきましては、水道事業収益における仮受消費税額に対し、水道事業費用  
のうち浄水場、配水管等の修繕経費の減少や、資本的支出における建設改良費の請負費の  
減額などに伴い、年度内に支払う仮払消費税額が減額したことにより、消費税及び地方消  
費税の申告納付額が予算額を上回る見込みとなったため、申告納付額に不足する予算を増  
額補正しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げま  
す。

議長(中村勝利君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 当初予算書の中に平成18年度の水道事業予定損益計算書があるんですけども、その数字とこの補正の額との関係はどうなるんでしょうか。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 収益の方でございますけれども、今現在の予算書につきましては、水道事業収益として5億5,477万5,000円、特別利益で申し上げますと1,779万9,000円でございますけれども、これに今回の過年度損益の修正益として573万5,000円を増額しようとするものでございます。

それで、水道事業の費用でございますけれども、費用も既定予算額は4億6,073万7,000円、営業外費用といたしましては8,949万7,000円、消費税及び地方消費税につきましては1,503万9,000円ございましたけれども、ここに224万9,000円の申告消費税を追加しようとするものでございます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 先ほどのご質問でございますけれども、予算編成時点と今回の補正を組ませていただいた時点が違うということでございますので、そういうことでご理解をいただいたらと。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） さっきの課長の説明では、水道料金横領の部分で1,425万5,010円のうち、隠ぺい操作を行った573万5,000円と言われました。うちということは、それじゃ1,425万5,010円は平成18年度の期中の中でこれを処理するというふうに以前に説明を受けました、去年にね。1,425万5,000円は、どのようにこの水道事業会計の中に補正なりで上乘せしてるのかどうなのか、あくまでも水道事業収益ですから。その部分について、補正予算でどう反映し影響しているのか伺いたいというふうに思います。当然、1,425万5,000円の収入の計上漏れがあったわけですから、それを18年度で収入として追加しないとイケないわけですから、当然そこには消費税の計算が出てくるわけですが、そう

いうものも……。

議長（中村勝利君） 村上議員、鍋谷議員が質問してまだ終わってないと思いますので。

（15番鍋谷真由美君「はい、もうええって」と呼ぶ）

14番（村上久美君） もうええって。

議長（中村勝利君） えっ。

14番（村上久美君） もうえんですって。

議長（中村勝利君） よろしいですか、鍋谷議員。

（15番鍋谷真由美君「はい。後でよろしいから」と呼ぶ）

それでは、新たに14番村上議員。

14番（村上久美君） だから、以前に説明を受けた横領金の収入が、18年度の事業収入に入れれないといけないわけですよ。それで、そのうち、1,425万5,000円のうち、この1,425万5,000円の中にこの573万5,000円が入っているという意味で補正を今度は提案してるわけですねえ。これはダブってはないんですか。既に、1,425万5,000円というのはどこで説明を受けたんですかねえ、議会の中で。この事業収入の補正なり計上を。

それと、今鍋谷議員の方から質問しましたが、この19年度のこの予算説明、その中の18年の水道事業予定損益計算書、これは平成18年4月1日から平成19年3月31日までです。提案受けてるのも、これは18年の補正提案です。この発覚はもう既に去年の話ですから、確定しているわけですから数字の変動がないはずですよ。そうすると、損益計算書、18年分ですね。19年3月31日までの特別利益の過年度損益修正益の546万6,000円がどのように関係するのか。全くこれが横領とは関係ない数字なのか。

それと、説明受けたときには、過年度損失の損失金250万円、これもどう横領との関係でこの数字が反映してきたのか。それと合わせての今回の補正の提案ですね。この横領の金額の数字で出てくる、具体的に出てくる、計上されてる状況について伺います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 先ほどもご説明させていただきましたように、横領された金額のうち、水道料金のシステムをいらって不正をしておいた部分の金額が573万5,610円でございます。18年度の予算でご審議をいただきました予定の損益計算書、損益計算上の方につきましては546万6,000円の数字が入っておりますけれども、これは先ほど村上議員さんご指摘になりましたように、当然消費税も関係をしてきますけれども、損益計算書の方

には消費税が入っておりませんので、この損益計算書の546万6,000円プラス消費税で、先ほど申し上げましたように573万5,610円となります。

それ以外の金額ですけれども、それ以外の851万9,400円については、当然収納入金をしておりませんでしたので、未収金扱いとなっておりました。その分については、18年度で未収金を収納するというので決算をさせていただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） ちょっとわからない。18年度の決算で処理したいということですが、決算確定の以前の段階での議会への提案はどうなるんでしょうか。いきなり決算確定で持ってくるわけではない。どういうふうに今の説明は。あと残りの分について決算確定云々と言われたけど、未収金処理851万1,000円。ちょっとよくわからない。理解できない。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 残りの金額につきましては、先ほど来申し上げておりますように、18年度の未収金として処理させていただくことにしております。ですから、議会の方につきましては、当然、18年度決算では未収金が集金されたということで上がってまいりますので、そのときにご審議をお願いをするということになろうかと思えます。

以上です。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） この一千四百何ぼというんは、本人から返還受けたときに聞いたん違うん。ほんなら、何で未収金で上げないかんの。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時03分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 未収金扱いの部分でございますけれども、年度ごとに申し上げますと、平成15年が40万3,290円、平成16年度の未収金扱い分が271万460円、平成17年度の未収金扱い分が540万5,650円でございます。ですから、過年度にあった未収金を平成

18年度で収納させていただくというような状況になります。で、よろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） ということは、もう18年度の決算では未収金というんか、その項目がなくなるということですね。

（「当然財産の」と呼ぶ者あり）

これは、部分の千四百何ぼうに関してはね。

（水道課長堀田俊二君「はい」と呼ぶ）

また困るわな、委員長としてはもうできへんが、委員会。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） そのとおりで、横領された部分についてはそのとおりでございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今の説明でしたら、そしたらこの18年度の損益の営業収益の給水収益に未収分が入っているということによろしいんでしょうか。

（水道課長堀田俊二君「はい」と呼ぶ）

やっぱり、そういうことを言ってほしいんですけど。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 給水収益につきましては現年分、それと一部の滞納されておる方については過年度分ございますので、今ご指摘がありましたように、この給水収益の中に現年度分と過年度分が入っておるということでございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） だから、この851万9,400円がここに含まれているのかどうかお尋ねしてるんです。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 金額上は入っております。

（15番鍋谷真由美君「おります。はい」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は20分。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第42号 平成18年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第42号平成18年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

内容の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 議案第42号平成18年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

27ページになります。第2条が収益的収入及び支出の補正でございます。既決の病院事業収益の予定額に959万円を加えまして29億9,003万2,000円にしようとするものでございます。

第3条が資本的収入及び支出の補正でございます。既決の資本的収入の予定額から492万9,000円を減額しまして3億5,508万3,000円にしようとするものでございます。

これによります不足する財源は、予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「6,300万6,000円」を「6,793万5,000円」に、損益勘定留保資金

を「5,172万1,000円」を「5,665万円」に改めて補てんしようとするものでございます。

実施計画の収益的収入をお開き願います。説明書の82ページでございます。

収入の1款1項医業収益、3目その他医業収益ですが、これは国保調整交付金の確定によります国保会計助成金で、249万1,000円の増額となっております。

続きまして、2項医業外収益、3目他会計負担金交付金ですが、これは地方交付税の確定によります一般会計負担金で、709万9,000円の増額となっております。

次に、資本的収入でございますが、収入の1款1項負担金、1目他会計負担金、492万9,000円の減額でございます。これにつきましても、地方交付税の確定によります一般会計負担金の減額によるものでございます。なお、この負担金の中には、病院施設整備基金を取り崩しました1億円が含まれております。

以上が補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第3号 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業再構築に関する意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、発議第3号森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業再構築に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業再構築に関する意見書の提出について。

上記の案件を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年3月26日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎、同井上喜代文、同安井信之。

森林・林業・木材関連産業政策の充実と国有林野事業再構築に関する意見書。

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成、整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にある。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での安全・安心の確保に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が一昨年2月発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための森林吸収量3.8%確保対策の着実な実行も急務となっている。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化、独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理にとって大きな転換期を迎えている。

こうした中、平成18年9月8日、森林林業基本計画が閣議決定されその後は、その骨子である、1、多様で健全な森林への誘導、2、国土保全等の推進、3、林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされた。よって、国におかれては、森林・林業基本計画の着実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等の推進に向け、次のことを実現するよう強く要望する。

記。

1、森林林業基本計画に基づく、多様で健全な森林保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、今後における予算の確保等必要な予算措置を講じること。

2、国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用や間伐材等の木質バイオマス利活用対

策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林整備を通じた緑の雇用担い手対策事業の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保が図られるよう慎重かつ十分な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月26日。香川県小豆郡小豆島町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、衆議院議長、参議院議長。

以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決

されました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の申出について

日程第18 閉会中の継続調査の申出について

日程第19 閉会中の継続調査の申出について

日程第20 閉会中の継続調査の申出について

議長（中村勝利君） 次、日程第17、日程第18、日程第19及び日程第20、閉会中の継続調査の申出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第17、日程第18、日程第19及び日程第20を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、内海ダム特別委員長及び交通問題特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成19年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会副議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員